

# 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

白 沢 久 一

- I はじめに —— 分析の視点 ——
- II 英国市民革命期の福祉（救貧）思想
- III John Bellers の福祉（救貧）思想
- IV おわりに —— 現代への教訓 ——

## I はじめに —— 分析の視角 ——

歴史変動は「生産力と生産関係」の矛盾によるという仮説にたつならば、変動期ごとの福祉（救貧）思想も「生産力と生産関係」<sup>(註1)</sup>の矛盾を基礎にして、その特徴点を明確にしえることとなる。

第一の視角は、とりわけ、「生産力」にかかわる思想に充分注目することであり、封建制から産業革命期の入口まで自律的に長い年月をかけて人間の意図的努力によって発展して来た道程の中で、英国市民革命期の福祉（救貧）思想の特徴は、生産力（特に①労働主体、②労働対象、③労働手段）<sup>(註2)</sup>と結びついた思想によって勝利して来たのではないかということである。

生産力要素と結びついた思想の第一は、労働主体の形成に関する思想であり、それは乞食根情を克服して「勤勉意欲」の形成の思想であり、つまり「自立性」確立の思想である。第二は、労働対象に関する思想であり、つまり対象の科学的認識であり、それと結びついた思想は「科学的精神」である。第三は、労働手段に関する思想であり、当時の生産手段であるマニファクチュア技能の習得の重視であり、つまり「技術重視の思想」である。

次に、以上の生産力の形成によってひき起された「生産関係」につながる思想の変化が、英国市民革命期の福祉（救貧）思想にどうかかわったかをみる必要があり、その視点は第一に「所有」関係に関する思想で

あり、第二に「生産」関係に関する思想であり、第三に「分配」関係に関する思想である。

- (注1) 社会福祉の歴史理論は、安定期にしか社会事業は成立しえないと言われていたが、思想史のレベルで考えるとき、まさに変動期こそ生き生きとしており、社会構成体移行期中心にみることこそ、歴史を理論化しえらると思われる。この視角は、①思想史、②法制史、③実践（処遇）史のレベルで考えられると思われる。
- (注2) この分類は、芝原拓自著「所有と生産様式の歴史理論」の序章、第一節によった。

## II 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

### (1) 絶対王制前期の抑圧的「乞食禁止」論

#### —— 体制反動と抑圧的立法 ——

ヨーロッパ大陸での乞食の禁止と労働力陶冶への改革 英国にとって先進国であった当時のヨーロッパ大陸では、1523年に M. Luther の「共同募金規定」<sup>(註1)</sup> や Zwingli の「施与に関する条項」<sup>(註2)</sup> が行われ、托鉢修道僧や一般人の乞食行為を禁止し、かつての中世以来の修道院を学校や Hospital にかえ初めたことは、中世以来の乞食行は神の代弁者という解釈を否定し、一般施与方式から共同基金の支出又は貸与（ある時は免除）が行われ、Zwingli の場合はバッヂ着用までも規定した<sup>(註3)</sup>。

これに対して、カソリックヒューマニストの J. Vives は<sup>(註4)</sup> 1526年に有機体理論にもとづく「行政の公的責任」論と「労働への貧民陶冶」論をのべ、J. Vives の影響が若干あったと思われる1531年の Ypres 市の貧民救助計画の実践は、「乞食禁止が異端である」と当時のパリ大学法学部にその修道院から訴えられ、その裁定が乞食の禁止を認めたことにより、各地からその事件の問い合わせがあったので、その報告書が出版印刷されている<sup>(註5)</sup>。

その後カソリック市であった Rouen 市（フランス）のギロチンまで運んだ強制労働の弾圧的処遇内容が、俗人に募金活動をまかせずに、

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

1534～5 に実践されたと報告されている<sup>(注6)</sup>。

カソリックヒューマニスト達の挫折と抑圧的立法 英国内では修道院等を批難した Simon Fyshe の「乞食のための請願」（1529年）が出され<sup>(注7)</sup>、この論文は発禁となったが、ヘンリー8世の宗教改革へと踏み切らせたパンフの一つと言われ、1531年法の乞食禁止法となった。その間にカソリックヒューマニスト達の活動があり、Thomas More<sup>(注8)</sup>、Thomas Starkey<sup>(注9)</sup>の Common Wele 論や、1536年の Richard Morison のカソリック反乱であり農民反乱でもあった「恩寵の巡礼」への「暴動治療策」が出版されて<sup>(注10)</sup>、1536年法となり、原案には行政主体や労働力保障策（失業対策事業）があったが、採用されず<sup>(注11)</sup>、やや税金に近いほどの強制寄付と若干の給付があるだけとなって、1536年法は抑圧性が前面に出ることとなる。この流れは1547年の「血の立法」までつながる。

(注1) Salter (ed) “Some Early Tracts on Poor Relief” 1926, pp.80-96.  
ルター著作集第一集第5巻、石原訳「共同基金の規定」参照。中村賢二郎著「宗教改革と国家」1976年、第一部第一章参照。中村幸太郎「ルターとその救貧論」（大阪女子大学研究紀要、No. 14. 1958）。

(注2) Salter (ed), op cit, pp.97-103.

(注3) Zwingli のバッヂ着用が、ほこらしさのあらわれか、みせしめのあらわれかはさだかでないが、ほこらしさの可能性がつよいと思われる。

(注4) Salter (ed), op cit, pp.1-31

中村幸太郎「ビーベスの救貧論」（大阪女子大学研究紀要 1952年 pp.54-78）。

Margaret M. Sherwood “Concerning the Relief of the Poor” 1917.

拙稿「J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について」（北星論集）10号 1973年 p. 185-206。荒木関巧「ヴィーヴェスの救貧論——ルネサンスの公的扶助思想——」（社会福祉研究 第14号）。

(注5) Salter (ed), op cit. pp.32-79。

中村幸太郎「イーブル市の救貧制度」（近畿大学「説苑」3巻1号）

William Marshall “The Forme and Maner of Subvetion or Helping for Poor People Devysed and Practysed i the Cytie of Eypres in Flanders ...” 1535年 (Salter (ed), op cit, pp.32-79)

(注6) Salter (ed), op cit, pp. 104-119

(注7) Simon Fyshe “A Supplicacyon for the Beggars” 1524. [BL. R. 21. b. 45] [BL. AC. 9926. 12]

(注8) Thomas More “The Supplycacyon of Soulys” 1528年 [BM. C. III. g. II] これは Simon Fyshe のパンフへの反論である。なお、彼の基本想

思は有名な「ユートピア」にあらわれている。中村幸太郎「16世紀イギリス貧民論——テューダー救貧立法の背景思想覚書——」（大阪女子大研究紀要 No. 27, 28, 1965）の中に「トマス・モーの貧民論」がある。

(注9) Thomas Starkey “England in the Reign of King Henry VIII. Part I. Starkey’s life & Letters. Part II. The Dialogue.” 1878. [BL. R. AC. 9926. 11]。加藤一夫「テューダー前期の社会経済思想」1966年 未来社。

(注10) Richard Morison “A Remedy for Seditious” 1536. [BL. G. 504]。植村雅彦「テューダーヒューマニズム研究序説」1967年3月。

(注11) 中村幸太郎「イギリス絶対主義と救貧法」（大阪女子大学紀要 No. 16 1958年）。奏 玄竜「イギリス経済史研究」。G. R. Elton “An Early Tudor poor Law” (The Econ. Hist. Rev. Vol. VI No. 1. Aug 1953)。

## (2) 絶対王制後期の温情的「生活保障」論

—— 体制協調と「生活する権利」論の登上 ——

**エドワード4世と Common Wellemen の思想** 1548年6月にはエドワード4世の摂政としてサマセット公がなり、そのまわりにプロテスタント牧師や官僚に Common Wellemen と言われる人々がおり、Henry Bricklow<sup>(註1)</sup> や自営農民出身の牧師 H. Latimor<sup>(註2)</sup> や、Jhon Hales<sup>(註3)</sup> がいた。H. Latimor は、人々の独立をとぎ、貧民の権利をとぎ、その理由として (1)「人間社会の協力関係」を強調し、(2)「いつもみているのは神である」とし、(3)各人の職業を土台にした王への収入によって「貧民の生きる権利」が合法的にあるとしたのである。そして彼は一夫一婦制を守り、すべてのものが労働することが神の言葉だとする。こうして「貧民の叫びにこたえる政策」として地代引き下げと神の審判の日のための準備、つまり慈善であるとした。当時すでに行政官であった Jhon Hales の「福祉論」の中で、重商主義的経済思想の萌芽をのべている。彼らは困い込みに反対し、1549年に「血の立法」を廃止としている。しかし、ロビンフットの伝説を生んだ「ケントの反乱」がおこり、その反乱に弾圧政策をとらないことを理由にクェターの政変にあって職を追われ、この時代は終るのである。

**エリザベス1世時代と温情的性格** カソリックを信じていたメアリー1世 (1553-8) は、物乞いを許可した。次のエリザベス1世 (1558

## 英国市民革命期の福祉(救貧)思想

- 1603) 時代に救貧法が修正され総合化され、有名な 1601 年法となる。つまり、この時代は貧民の権利も言われ、相互扶助論が言われ、しかも家父長的温情主義的性格となる。Robert Hitchcocke の「政治的地図」(1580 年)<sup>(註4)</sup> では漁船の大量建造によって浮浪貧民を漁業に従事させようというプランをのべている。John How は 1582 年に具体的な「Hospital 設立」論をのべ、Henry Arth の「貧民扶養」論<sup>(註5)</sup> がある。この期に今日残されているパンフレットは具体的な実務的な内容が多い。

(注 1) 加藤一夫、前書、107～8 頁 未来社。

(注 2) Hugh Latimer “Seven Sermons before Edward VI” 1549 Reprint 1869, [BL. 2324. ei (13) (25)]

(注 3) “A Discourse of the Common Weal of this Realm of England” 1549 年 Edited by E Lamond” (邦訳 出口勇蔵監修「近世ヒューマンイズムの経済思想」)

(注 4) Robert Hitchcock “A Politique Platt ...” 1580, [BL. C. 27. f. 3]

(注 5) Henry Arth “Provision for the poore” 1597, [BL. 1360. e, 17.]

### (3) ピュリタン革命期の「雇用と教育」論の登上

— 体制変革の開始と「貧民に有利な雇用」論の登上 —

Samuel Rogers の「貧民年金」論 (1644年)<sup>(註1)</sup> や Leonard Lee の「議會への忠告」(1644年)<sup>(註2)</sup> が、内戦が本格化する前に出版されているが怠惰や雇用不足、そのための勤勉さと技術の必要、そして Stock や材料の準備をのべている。

国王派の思想 — 節約と慈善 — Hen Peacham の「1ペニーの価値」(1647年)<sup>(註3)</sup> は極度な節約をのべ、慈善をすすめている。

反国王派の思想 — 雇用と教育 — Jhon Cooke の「Unum Necessarium」(1648年)<sup>(註4)</sup> は、買占めに反対し、医療費の無料化を主張した法律家である。国王処刑署名者の一人で王制復古後アメリカ奥地に逃亡した William Goff の「国民交易と貧民雇用の向上」(出版日不明) のパンフレット<sup>(註5)</sup> が残されているが海産物 マニファクチュアの設立によって貧民雇用の促進を主張している。Samuel Hartlib はクロ

ソウエル支持者で「貧民雇用と教育」を多くのパンフイット<sup>(註6)</sup>によって、1646年から50年頃まで主張し、全国的規模での組織的な紹介事業をも提案している。医師で再洗礼派の Peter chamberlen の「貧民代弁論」(1649年)<sup>(註7)</sup>は、王党派の土地を中心にして Joint Stock をつくり貧民を雇用させるプランを提案しているが、現実には王党派の土地は没収後買却されてしまった。私有制は守られ、Leveller 達の「人民憲章」運動が私有制までがおびやかされるとしてクロンウエル派によって弾圧され、なおも進もうとした Diggers 運動も、荒地を貧民が耕す権利はノルマン征服前にあったとしたが、同じくクロンウエル派によって弾圧された。こうしてクロンウエルのプロテクター制が確立する。

中間的思想—— 権利と施与—— B. Gerbier (初め王党派にまきこまれ海外逃亡、その後クロンウエルに復権申請し帰国)は、「新年にこそ貧民のために」(1652年)<sup>(註8)</sup>で Stock と Work House の拡充をのべる。Sammel Richardson (牧師、クロンウエル支持派)は「貧民の訴えの弁護」(1653年)<sup>(註9)</sup>で「施与」論を聖書より引用し、それを体系的に論述している。そこでは、施与の重視、自立の権利の擁護、そして雇用の促進がのべられる。これは信仰共同体扶養論によるもので、「家族扶養」論も強調される。同じく、R. Young の「貧民代弁論」(1655年)<sup>(註10)</sup>も、信仰共同体論を基礎に宗教的生活態度が述べられ、慈善を義務とし、貧民の生きる権利を説くが、やや雇用論は弱い。John Crodacott (プロテスタント牧師)も「地上の宝のむなしさ」(1655年)<sup>(註11)</sup>で、慈善のすすめを強力に説いている。これらプロテスタント牧師達の「所有」論は、浜林正夫教授ものべているように、「さきの Young と同じように、財産は神から預ったものであり、われわれは財産の管理人にすぎない」<sup>(註12)</sup>としているのである。

クロンウエルの死後、王制復古を準備する中でも、同じような考え方は、王処刑に抗議していた長老派牧師の Thomas Watson の「施与の前提」(1658年)<sup>(註13)</sup>でもしめしており、所有論は「財産の管理人」とした上で、自発的な施与をのべ、「慈善者を地上のまかない人」とする。一方王制復古に反対した派で、Leveller 派の流れと思われる William Rryor の「貧しきものの外への叫び」(1659年)<sup>(註14)</sup>は、「けものの支配

英国市民革命期の福祉(救貧)思想

からの解放」を訴えている。

- (注1) Samuel Rogers "The Poore's Pension, A Sermon preached in Gregories Church in Sudbury in the County of Suffolke, May 12. 1643." 1644 [BL. E 10 (2)]
- (注2) Leonard Lee "A Remonstrance humbly presented to the High and Honourable Court of Parliament" 1644, [BL. E. 273. (8)]
- (注3) Hen Peacham "The Worth of A Penny ..." 1647 [BL. E. 399. (6)]
- (注4) John Cooke "Unum Necessarium" 1648 [BL. E. 425. (1)]. ホロレンショー著、佐々木訳「レヴェラーズとイギリス革命」未来社 59頁。
- (注5) William Goff "How to advance the Trade of the Nation, and employ the Poor" 1745, [BL. 185. O. 8.]
- (注6) S. H. "the Parliaments Reformation, or a Worke for Presbyters, Elders and Deacons, to engage themselves, for the Education of all Poore Children, and Employment of all Sorts of Poore ..." 1644, [BL. E. 349. (13)]
- S. H. "Londons Charitie enlarged, stilling the Poore Orphans Cry." 1650, [BL. E. 598 (4)]
- S. Hartlib "Considerations tending to the happy Accomplishment of all Englands Reformation in Church and State" 1647 [BL. E. 397. (25)]
- , "Further Discoveries of the Office of Public Addresses," 1648, [BL. 116. 14. 1]
- 浜林正夫「サミュエル・ハートリブにおける政治と経済と宗教」(一橋論叢 44 卷 6 号 1960 年)
- 浜林正夫「サミュエル・ハートリブの生涯と著作」(小樽商大「商学討究」第 11 卷 3、4 号)
- 田村秀夫「イギリス革命とユートピア(1) — サミュエル・ハートリブのユートピア思想 —」(中央大学「経済学論集」第 8 卷, 第 4 号, 1967 年)
- (注7) Peter Chamberlen "Avoice in RHAMA: or, The Crie of Woman and Children" 1646, [BL. E. 1181 (8)]
- , "The poore mans Advocate" 1649, [BL. E. 552. (1)]
- (注8) Balthazar Gerbier, "A New-Years result, in favour of the Poore: —" 1651, [BL. E. 651]
- (注9) Samuel Richardson "The Cause of the Poor pleaded" 1653 [BL. E. 703, (9)]
- (注10) Richard Younge "The Poors Advocate" 1654, [BL. E. 1452 (3)]
- , "The Prevention of Poverty —" 1655. [BL. 852. f. 4.]
- (注11) John Crodadcott "the Vanity and Mischief of making earthly —" 1655, [BL. E 844 (11)]
- (注12) 浜林正夫「イギリス革命期の経済思想 — VI 貧民問題 —」(小樽商大『商学討究』17 卷 3 号 昭和 42 年 1 月所収)
- (注13) Thomas Watson "A Plea for Almes" 1658, [BL. E. 2125 (1)]

(注14) William Pryor & Thomas Turner “The Outcries of the Poor, oppressed and imprisoned” 1659, [BL. E. 1010 (23)]

#### (4) 王制復古期の「雇用と教育」論の実践

——体制変革の低滞と「重商主義的保護貿易」論の登上——

激動の1640～60年のわずか20年間におびただしいパンフレットが今日発見されたが、当時は言論の自由があり、その後の王制復古後は言論統制がはげしく<sup>(注1)</sup>、ようやく名譽革命近くになって「雇用と教育」論のパンフレットと実践が生きのびて出版される。

Mathew Hale (1609-1676, 王制復古直後の大法官)の「貧民扶養論」<sup>(注2)</sup>が、1683年に出版される(すでに1659年に彼が晩年クロンウェルと対立し田舎に引退したとき書いてあったと F. Eden は推定している)。彼は「貧民救助は社会のまかない人」(相互扶助)とし、方策は「雇用促進」論である。1662年の定住法の中におそらく彼の影響力もあってか、この法の中に雇用促進のための stock がなしえる項目も付加された<sup>(注3)</sup>。

Richard Haines<sup>(注4)</sup>は、アナバプテスト派の信者で Yoman 出身のロンドン商人の徒弟経験者で、後に Yoman 地主の娘と結婚したことで、農業経営にもかかわり、サイダー製造の許可を得て、「貧民防止」論(1674年)を出版する。そこでは、彼が発明したサイダーや発動機利用を貧民の雇用計画と結合させ、そして、貧民の労働力を投下させることは国家の富をふやすことであり、そのためにこそフランスワインの輸入禁止等の重商主義的貿易政策を主張したのである。

テムズ河改造を親子2代にわたって執念をもやして成功をおさめた A. Yarranton は、長老派であるが「英国改造」論(第一巻1677年、第2巻1680年)<sup>(注5)</sup>の中でのべてある「貧民対策」論は、まずザクセンやネーデルランドの鉄工業や羊毛の漂白工業の研究を通じて英国への技術導入の可能性を訴えて、貧民雇用論をリアルに論じている。

Thomas Firmin<sup>(注6)</sup>は、Hospital 管理の経験から1678年と81年に「貧民雇用のための提案」を出版し、同時に1676年～1697年にかけて

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

「Little Britain」の実践を行う。彼は雇用可能なものを当時のマニファクチュアと結合するならば、非稼働者の費用までまかなえるし、目標としては老人であっても稼働能力を回復するならば、生産労働にたずさわらせて社会の富となりうるという考え方を萌芽的に一番強くもっていたと思える。結果的には彼の実践の失敗は、当時の医学や科学の水準と、私有制を基礎とした市場独占状況の中で、非稼働者の生活費の重荷でつぶされ、その理念は高く評価されたが、民間の個人的企業努力の限界として結論づけられた。

(注1) 田中義久著「社会意識の研究」261頁。

(注2) Sir Matthew Hale "Discourse Touching Provision for the Poor." 1927. [BL. 012207. f. 21. 6]

拙稿「Sir Mathew Hale の貧民救済雇用論(1659)について」(北星論集 11号所収)

(注3) 松村高夫「イギリス旧救貧法—『定住法』にかんするノート—」(慶応大三田学会雑誌 64巻10号 昭和46年)

(注4) R. H., "The Prevention of Poverty: —" 1674, [BL. 1027, i, 16. (12)]

R. Haines "Provision for the the Poor; or, Reasons for the Erecting of a Warking-Hospital in every County." 1678 [BL. 1027, i, 16. (15)]

——, "A Model of Government for the Good of the Poor, and the Wealth of the Nation ..." 1678, [BL. 1027, i, 16. (17)]

Several Well-Wishers "The Proposals for Promoting the Woollen-Manufactory, promoted." 1679, [BL. 712 i.58 (2)]

R. Haines. "England's Weal & Prosperity proposed or Reasons for erecting public Work-House" 1681, [BL. 104. m. 55]

拙稿「Richard Haines の「貧困防止論」(1674年)等について」(北星論集 12号所収)

(注5) Andrew Yarranton "England's Improvement by Sea and Land to out-do the Dutch without Fighting, to pay Dchts without Moneys, to set at Work all the Poor of England with the Growth of Our Own Lands, part I 1677, [BL. 288. D. 34], the Second part, 1681, [BL 288. b. 34]

(注6) Thomas Firmin "Some Proposals for the Employment of the Poor, or ..." 1678 [BL. 1027. i. 32]

——, "Some Proposals for the Employment of the Poor, and ..." 1681 [BL. 1029. e. (7)]

## (5) 名譽革命期の「雇用と教育」論制度化の挫折

——体制変革の定着と「自由放任」論の登上——

「貧民に有利な雇用」論と「保護貿易」論は、名譽革命の成功によって、政策の前面に出る。かつて T. Firmin の個人的な実践の失敗は、公的に促進することで可能とされ、東インド会社の支配人 Josiah Child の「貧民の父」設立論（1690年）<sup>(註1)</sup> が出版される。ブリストル市の商工業界の理論的指導者で、国会議員にまでなった John Cary の「交易論」（1695年）<sup>(註2)</sup> 等の貧民雇用論は「貧民に有利な雇用」論を基礎に交易論を展開し、原料以外のマニファクチュア製品の輸入の禁止、又は重税を主張している。彼はブリストル市に救貧組合（Corporation）をつくり、ワークハウスの実践を行い、やや成功をおさめた。そこで、この思想を拡大して、国家規模で行うという法案が上提され、討議中に有名な Daniel Defoe の「施与は慈善にあらず」（1704年）というパンフによって不成立となった。

John Locke<sup>(註3)</sup> は交易委員会での提出論文（1697年）で、「貧困は交易不足ではない」とし「怠けものの抑制」等を強調、そのために「バッヂ」着用と子供のための「労働学校」を提案している。つまり、公的な雇用保障の必要性はないが、人間本来の怠惰性を教育するための「労働学校」設立を強調したのである。

Daniel Defoe<sup>(註4)</sup> は、30才頃に事業に失敗してブリストル市のホテルで書いたという「企業論」（1697年）があり、ここでは「友愛組合」論や「保険会社」論、或いは「白痴院（Fool Hospital）のための富くじ」等の提案をし、あくまでも「自由企業」の原則を前提としていたので、全国的ワークハウスの設立は自由市場を困乱させ、個人の自由な創意をこわすとして反対したのであり、非稼働者に対しては慈善をすすめる、個人の生活態度は禁欲的生活を富者にもすすめている。自由市場論の最大の理由は、消費量が世界的に一定なのに、ネーデルランドにかつてあつまった消費量を英国がとっただけであり、国家的に生産を促進しても基本的矛盾は解決出来ないので、現状維持こそ最良であるとしたのである。1722年に Mandivill は、「悪徳は公益なり」とする「蜂の寓話」<sup>(註5)</sup> を発表し、上流階級の贅沢こそ貧民を雇用するとさえ言いはじめて行く。

以上の流れの中で、John Bellers の「Industrial Colledge」論、「植

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

民」論、「医療」論等は、ピューリタン革命期に弾圧された Leveller 達  
がその後宗教的には多く共鳴したと言われている J. Fox のフレンド派  
（クエーカー派）の人間の基礎を「労働」と理解する思想の流れをくみ、  
彼の思想は R. Owen によって紹介され、共鳴を与えて行く。

- (注1) ジョサイヤ・チャイルド著、杉山忠平訳「新交易論」、東京大学出版会、  
1667年。
- (注2) John Cary “An Essay Towards Regulating the Trade, and Em-  
ploying the Poor of this Kingdom”, Second Edition, 1719, [BL. 1027. h.  
1]  
渡辺源次郎「キャリコ論争の背景と J. ケアリの経済体制の構想」(「商学論集」  
第5巻, 第3号 1962.2)  
四元忠博「保護主義者 J. ケアリと J. ポレクスフェンに関する覚え書」(東京教  
育大学「経済学論集」5号, 1971.)  
———, 「保護主義者ジョン・ケアリの経済体制の構想(1)」(埼玉大学「社会  
科学論集」第32号 昭48年)  
———, 「保護主義者, ジョン・ケアリの経済体制の構想(2)」(埼玉大学社会  
科学論集」第33号, 昭49年)
- (注3) John Locke “A Report of the Board of Trade to the Lords Justices  
respecting the Relief and Employment of the Poor.” 1697, [BL. 103. 1.  
56]  
一番ヶ瀬康子「John Locke の貧困児童観」(日本女子大社会福祉学科「社会  
福祉」第2集, 昭和30年)  
山根祥雄「イギリス17世紀末期の救貧論と教育(1) — ロック・ベラーズ —」(広  
島大学教育学部紀要 21号 1972年)
- (注4) Daniel Defore “Essay upon Project” 1887 (東京教育大学図書館所  
蔵)  
———, “the Poor Man’s Plea” 1698, [BL. 1103. g. 98]  
———, “Giving Alms, No charity” 1704. Reprint 版。  
———, “The Protestant Monastery; or …” 1727, [BL. 8415. d. 11]  
———, “Charity still a christian Virtue: …” 1719.  
天川潤次郎著「デフォー研究」未來社 1966年  
———, 「デフォーの救貧思想」(関西学院短大商科「論叢」第12号 1955年)
- (注5) マンデイビル著、浜田陽太郎訳「慈善および慈善学校について」(世界教  
育学選集 38巻所収, 明治図書)

Ⅲ John Bellers の福祉思想——「Colledge of indnstry」  
論(1695年)、植民論(1699年)医療論(1714年)等  
について——

**彼の生涯** John Bellers (1654 ~ 1725)<sup>(注1)</sup>は、日本においてその教育思想がロバート・オーエンやクルブスカヤにつながった人物として有名である。当時小地主でクエーカー教徒として生きつづけた人物であり、浜林正夫教授の見解によれば彼の宗派の進歩性故に当時としては一定の進歩性をもった人物である。彼こそ宗教的論文を除けば、社会福祉の思想家として研究されるべきであると思われる。

彼の父は、成功した裕福な商人であり、かつ活潑なフレンド派会員（クエーカー教徒）であった。ベラーズは、フレンド派友の会の礼拝集會に出席し、其処で職工の子、クエーカー主義の創始者ジョージ・フォクス (George Fox 1624 - 91) と屢々同席した。ベラーズは1698年グロスター州にある莊園地主の娘と結婚した。ところで彼の儀父は市民戦争に際しクロムウエル側に参加し、目覚しい働きをなしたジェントリーであった。そしてこの人もまた、フレンド派の有力なメンバーであり、フォクスと交りがあったといわれる。結婚によってジェントルマンとなり、都市と農村に関心をもった。彼は妻の父親と共に農民の生活改善計画に尽力した。そしてまた青年時代からクエーカー教徒として布教・伝導につとめ、しばしば逮捕・投獄された。彼はこれ等の事柄によって、悪い教育と失業とはいかに財政の浪費であるかを強調したといわれる。彼は1725年、ロンドン、ウオルブルック街において多彩な生涯を終えたのである。その生涯の活動分野は、(1) 主として信仰に関するもの、(2) 教育に関するもの、(3) 医学に関するもの、(4) 貧民雇用・囚人救済の方策、(5) 政治的所信を明らかにしたもの（ヨーロッパの平和維持）、(6) その他である。

**彼の福祉（救貧）思想** その基本は「Colledge of Industry」論であり、彼はこの論文の扉に「勤勉は豊富をもたらす。怠けものにはボロをまとわせよ。働かないものは食べさせるな」を記入しており、Peter Chamberem の「Advocate of poor」(1649年) 以来使われている「貧民の労働は富者の鉱山」という言葉を使用している。この言葉は社会批判も含まれていたが Chamberem よりは内面化された使い方となっており、国民の富は「よい教育と雇用」によって行われ、貧困問題は神の

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

意志としての発現とつかむよりも、ながい世代の中では必ず貧民は出るので「自分自身の問題」としてつかむように訴えている。そこで、この「Colledge of Industry」の創立による教育は、(1) 富者にも、(2) 貧民にも、(3) 次の世代にも利益をもたらすのであり、これらの利益と結びつくことこそ真の慈善だとする。この「Colledge of Industry」という名称は、今までつかわれて来た Work House はあまりにもみじめな言葉であり、コンミュニオンは宗教共同体を思わせるので Colledge of Industry としたとしているが、後には Plantation 或いは Collony という名称にまでその内容を拡大して、理想郷計画への基礎となったのである。

そこでは、貨幣よりも労働を中心におき、教育理念は人間の可能性を信じ、そして200人のあらゆる職業をもった人々による共同体は300人分の生活必需品をつくり、どうしても働けない人の生活も保障され、出資者（投票権に制限）にも配当を与えられうるとする。その理由は、(1) 一般社会が $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{2}{3}$ までが有用労働者であるが、ここは100%近くがそうであり、(2) 共同生活による節約があり（乞食、商人、法律家、負債、失業等）、(3) 土地改良と労働の合理的配分の可能性による不用労働の節約となるからである。

教育内容は、労働そのものをその内容として行う。富者の子供こそ参加させるべきで、禁欲は富者こそ必要だとする思想からであり、教育方法は子供への意図的働きかけを強調している。

**稼働者対策** このことは植民事業論（1699年）と医療論（1714年）の補論の中で述べられている。

第一の植民論の中では、その論争点を彼は次のようにのべている。第一点として、食民雇用は「公的ストックでか、私的ストックでか」の問いには、病氣・不具・働けない貧民は公的責任で、働ける貧民の雇用は私的ストックでと答えている。第二点は、「単一マニファクチュアか、総合マニファクチュアか」という問いに、総合マニファクチュア制を主張する。第三点は、貧民対策としてのこれからの施設が、「住民と

結びつくべきか、分散隔離されるべきか」という問は、「(1) よい教育で社会の負担を減少させ、(2) Hospital の内容向上が医師養成所となり社会に貢献する」とし、具体的な方策としては「植民論」で「Colledge of Industry」論の内容を拡大し、北部の荒地に小コロニーの計画をのべている。当然このコロニーは、初め「Colledge of Industry」論では原則として非稼働者は入れていなかったが、ここでは老人等の非稼働者も入れ、稼いでいない人口の休養者 (Rest) を 3 分の 2 の稼働者で養いえるとしている。

そこでの教育内容は、(1) 美德が奨励され、悪徳が抑制されなければならない。(2) クエーカー教徒はこれら悪徳の一般的風潮に反対するために良心をつよめること。(3) 悪徳に対して自然のおきてはこれを征服し、同じく浪費が破滅へと導びくと説く。(4) 人間は重罪人でも「雇用と教育」によって教化されうるとして死刑廃止論をとく。

第三に「医療論 (1714 年) の補論」の中に「原則的再論」と「ロンドン市への実践的提案」がある。「原則的再論」では、「Colledge of Industry」論の原理を再論し、(1) 貧民への雇用と教育の必要性を「貧民は粗野なダイヤモンドのようなものとして」説明し、(2) そのためには政治家や執政官に責任があり、(3) 軍隊や外国人にも同じく適用している。この「Colledge of Industry」の直接的利益は、「(1) 貧民の恒常的雇用、(2) 恒常的流通口の必要、(3) 自からのパンでの生活、(4) 子供達へのよりよい教育、(5) 創立者にも有用」となることであり、それを「Collony」論へと発展させたものである。

実践への若干の問題点ととし、第 1 に創立者にとっても利益をのこし、第 2 に当時の交易からはみ出された転入者が多くなるので成功するののかという問には、恰も芸術家が何んとか加工するようになしえるであろうと述べ、第 3 に現在のように荒れはてたままに「共有地」をしておくかどうかについては、コロニーごとに分割されて、土地改良がなされる必要があり、そのためにも彼の提案が拒否されることによって、彼の計算による損益計算書の試算では年間に 5,200,000 ポンドの損失にたとえている。そしてこの損失した金銭を土地改良に 58 年間も投ずるとすればすばらしい英国の繁栄となるとし、中国は荒地がないほどよく

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

土地改良がなされ、ヨーロッパに一つの船こそ造って来ていないが、貧民はよく雇用され、小ぎれいな着物をきて、肢体不自由者や盲人や聾のためにさえ適切な仕事準備されてあると述べている。第4に、英国内はこれに反して穀物と着物に不足し、その原因は貧民の雇用の不足によるとし、真の富は貨幣ではなく、農業とマニファクチュアの拡大であるとする。第5に、外国交易論では交易は必ずしも富の源泉とはならないが、英国の土地や建物やマニファクチュアや漁業の上に彼の提案した Colledge の中で怠情性をなおし技術を身につけることが基礎であるとしている。

次に、彼は、すでに当時の貧民が John Locke や Daniel Defoe が怠けもの以外は雇用不足ではないとしていたが、彼は貧民が大量に存在しているとして、「ロンドン市への具体的提案」を5つの改善策として提案する。(1) Bristol 市の例をみながらワークハウスの拡大、(2) 浮浪者、稼働しうる乞食や盗賊等を労働に引き入れるためにその建物の増加、(3) 好色な夜遊び者の防止、(4) 牢獄と Hospital の改善、(5) Colledge による土地利用、である。

**非稼働者対策** それは「医療論」(1714年)と「学校論」(1718年)の中に述べられている。

(1) 病気と医療対策。当時英国南部では10分の1が死亡すると彼は死亡表等から推定し、それは200,000人でそのうち半分は治りうるし、時機をえた忠告や医療の不足によるものであって、当時人口の4分3が貧乏人である故にそれはなしえず、若しこれらの対策がたつならば富者も半分は死なずともよいとし、「医療技術の普及と公費負担制」を訴えている。

まず英国の医師達に「① 医師達の慈善心の強調、② 医療に対する国家責任、③ 医学研究の情報の公開性と敏速性」を訴えている。彼は『健康』について「健康とは生命上の循環現象の健全さ」としてとらえ、そのためには節制を説く。病気とは循環機能の不健全さであるとして、病気の原因を「① 過度 (Excesses) の流入と ② 通便・小便・発汗等の排泄の妨害」によるものとしている。『治らない病気』は「① 老令、② あ

まりにも早く生きすぎること、③ 致命的部分を傷つけ浪費させ傷めつけるもの、④ 不節制によるもの」であるとしている。『治る病氣』は、『自然』が主たる医師であるように、『医療』は唯一つの援助である」ような病氣である。つまり病氣とは、「① 自然的原因がおたがいに依存しあい導びきあっている。② その神秘的性質も間接的原因の積み上げである。③ 病氣の原因には必ず治療法がそなわっている筈である」という見解からである。そこで『医療 (Medicine)』が問われる。第1は病氣の区別であり、その上で治療法が問われる。これら医療法は人体の法則を知ることによって見つかることとされる。これらの健康の理論を「労働」におき、次のように説明する。「…また肉体労働について言えば、額に汗してそのパンをえようというのは神の最初のさだめであり、食べることが生きることになっているように、労働は身体健康にかなっているのである」と「College of Industry」論ですでにのべているところである。そして彼は人々の病人への慈善を強調し、それこそ神の心の慈善であり、富をこえ宗派をこえて重要であるとする。

(2) 12の医療改善の提案。彼はロンドン市への改善提案では、まず『医療施設の拡充』をのべ、「① 貧民のための Hospital (医学の進歩のために死体は解剖されるべきだとのべている)。② 一つは女王のための Hospital, ③ 盲人のための Hospital」の拡充である。次に入院費用等の「公費負担制」の提案である。「④ 不治の者のための Hospital で、…その患者が報酬をなしえないならば、その国家によって報酬を与えられるべき」であるとしている。「医学技術の進歩」のための対策は、「⑤ 公共的実験によって医学知識の公開と開発、「⑥ 二つの大学に各々 Hospital のあること」としている。「居宅患者」に対する対策は、「⑦ 村や市の教区ごとに病氣の貧民の看護のために Doctor と外科医が任命され、すくなくとも週に一度は各教区を訪問すべきであり、その費用は貧民監督官より支払われるべきである」としている。最後に再び医学の進歩に対する提案がなされ、「⑧ すべての医薬品が公平に確実に試験され、良いものの開発が奨励されること、「⑨ 外国にまで出かけて行き有用な医薬品をさがすこと。船の外科医はそれらの発見に努力すること。⑩ 医科大学やその協会は情報を敏速化する

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

ために『日ごとの通信』の発行のための委員会をつくること。そのために国家から手当をえること。⑪ 王立協会は医療研究を促進させるために激励や賞金を与えること。⑫ 以上のことを両院は援助すること」を強調している。

(3) 幼児学校と勤勉教育。「若者の教育の必要性」が幼児学校の維持として提案され、それへの実行と維持のためにその費用不足が訴えられた。そのために慈善が訴えられ、Cherkenwel 教区の Hospital を改善して、そこでの教育内容を次のように提案する。そこでは、「①寄宿生活を原則とし、② 若し両親が許すならば、子供を労働させて負担を減ずること。③ 労働そのものが教育となる。④ すべての部屋が子供のために利用される。⑤ 大勢の子供達は互いに教育しあい、そのためにも種々の施設と図書館が必要」としている。彼はこれらの提案はワークハウスや Bridewell とも違うのであり、彼はかつての「Colledge of Industry」のパンフレットに近づけようとして、このパンフレットを熟読することを訴えている。R. Fry の伝記によれば、この実験は1730年代から約10年位試みられたが失敗したと言われている。

「信仰、慈善、勤勉」の普及問題では、神は人間をつくり、人間に秩序を与え、そのために慈善が必要であり、それには良い教育が必要であり、当時の Charity School や Work House の中に労働による勤勞（industry）の思想がとくに必要であるとしている。

「囚人訪問」については、彼は友人 Richard Ashby の Acceptable Visit の例を紹介して、「①どんなものであっても神を信じるように心を開かせる。②その方法として囚人とともに御馳走をともにする。③仕事（労働）に対して援助すること。④盗人であっても信じることである」と述べている。

その評価をめぐって 彼の思想は George Fox による貧民救済への富者の義務の教訓から、労働中心の「有利な雇用」論となる。それこそ富者や貧者の利益となるのであり、人間の有徳性や勤勉性への教育が必要となり、貧民行政の基礎も人間変革としての宗教的告白こそ中心であると訴えている。

ここに、生産力と結びついた理論としては、根源的提案があり、生産関係論的には弱さをもつとしても<sup>(注2)</sup>、その問いかげは巨大であり、結果的には私有制との対立を内包しているが故に、この時代の主流にもなれなかったのであり、それ故に現代の我々への問いかげともなっているのである。

(注1) John Bellers, "Proposals for raising A colledge of Industry of all usefull Trade and Husbandry, with Profit for the Rich, A plentiful Living for the Poor, and A Good Education for youth, 1695 (浜林正夫訳「産業カレッジを設立する提案」世界教育学選集 51 卷所収)。この論文を "Colledge of Industry" 論とした。

——, "Essays about the Poor, Manufactures, Trade, Plantations, & Immorality, and of the Excellency and Divinity of Imward Light" 1699, [Johnson Reprint Corporation 1972]

——, "An Essay towards the Improvemnt of physick" 1714, [BL. T. 310 (9)]

——, "An Epistle to the Quarterly-meeting of London and Middlesex" 1718, [BL. T. 370 (11)]

——, "An Essay for imploying the Poor to Profit" 1723 [BL. 8275. c. 29]

——, "An Epistle to Friends of the yearly, Quarterly, and Monthly Meeting: Concerning the prisoners, and Sick, in the Prisons, and Hospital of Great-Britain" 1723. [BL. 855. f. 27]

——, "An Abstract of George Fox's Advice and Warning, to the Magistrates of London, in the year 1657, Concerning the Poor," 1724 [BL. 855. f. 4. (21)]

Ruth Fry "John Bellers 1654-1725" 1935 [名古屋大学経済学部水田研究室所蔵]

浜林正夫「ジョン・ベラーズにおける社会と教育」(一橋大学経済研究所「経済研究」第18巻, 第3号, 1967 所収)

芳賀 守「ジョン・ベラーズの教育思想について——『労働大学設立提案』を中心に——」(福島大「商学論集」38 卷 2 号, 昭 44 年 所収)

(注2) 浜林正夫「イギリス民衆教育論」の「解説」262 頁 参照 (世界教育学選出 51 卷, 明治図書)

#### Ⅳ おわりに —— 現代への教訓 ——

以上の英国市民革命期の福祉(救貧)思想を特徴づけるならば、生産力にかかわる思想が次の時代に引きつがれたことは事実である。しかし

## 英国市民革命期の福祉（救貧）思想

生産関係につながる思想はするどい論争となり次の時代で変化する。

第一に「所有」論であり、Thomas More のユートピアの中での土地共有制、ピューリタン革命期の Leveller 達の人民憲章要求が私有制の否定になるのではないかということでのパトニー会議での論争、そして荒地での Diggers 運動への所有権を理由としたクロンウエル軍隊の入植者の排除は、自然発生的に私有制が常識化につながったと思われる。このことは、名譽革命期の John Locke の所有論<sup>(註1)</sup> が生活手段確保以上には考えていなかったが、現実はその以上に進行して行く。

第二に、このことは生産政策が私的所有の定着故に、国内では「貧民に有利な雇用」論が途中で座折し、国外では重商主義的保護貿易論が、アメリカ植民地の独立戦争で座折し、ワークハウスは初期の理念とは逆に「求援阻止」機能に転じ<sup>(註2)</sup>、折からの産業革命期の技術革新を軸に自由貿易市場論が植民地拡大政策へと転ずる。かつて、ピューリタン革命期の貧困克服思想は「雇用と教育」（生産労働との結合と全面発達）で可能という楽天的な思想に大きな変質をもたらし、John Locke の思想のように、もはや貧困原因は雇用不足ではなく人間の怠惰故とし、そのために労働学校という教育の必要性をとく。つまり雇用計画（生産計画）は自然発生性にまかせ、競争と自由市場によって放置し、教育のみを公的に重視するという方向となる。このことは、現代的視点においてこそ、自由放任の雇用市場ではなく、雇用（生産）の計画化が必要であり、そのためには下からの民主的統制力量の形成しか、人類の夢、つまり市民革命期をになった理念によって貧困を克服しようとする夢は、もはや残されていないのではなからうか。

第三に、その生産物の分配の仕方も、稼働能力のないものの生存のためのミニマムを、全生産物の中から初めに差引く方向ではなく、資本や労働の投下量で分配するので、その分配のあとから家族扶養や救貧税によって再分配されるのであり、産業革命期には「友愛組合」の理念によって、非稼働期（老令等にはいる時）を予想して保険原理をおしすすめることとなる。

現代の福祉国家論的生活保障の課題は分配原則を「生活の社会化」の方向へと進行させ<sup>(註3)</sup>、そこでの民主主義の運動力量が生産分野にまで

拡がり、そこでの民主的統制への力量を形成するとき、かつての市民革命期の福祉思想が我々に生き生きと問いかけてくるのであり、それは貧困克服の思想が、①生活保障から雇用保障へ、②人間の全面発達（教育）への思想によって今後の展望を示唆していたものと思われる。

(注1) ロック著、鶴飼信哉訳「市民政府論」39頁～44頁（岩波文庫）

(注2) 初期ワークハウスの創立理念が何故「求援阻止」機能に転じたかについて

(1) 道徳的理念と経済理論との矛盾説 (Karl, De. Schweinitz “England’s Road to social Security” p 54) や (2) 「価値生産と使用価値生産とのとりちがい」(高島進「現代の福祉」有斐閣23頁) が言われているが、これは私有制を基礎とした資本の理論と協同制を基礎とした労働の論理の対立とみられ、その基礎には資本主義的生産様式の基本の「所有」論が鍵となり、それ故に「所有」への規制、統制、計画がせめてロックの所有論の地点まで（つまり生活手段確保の労働保障のみ）もどって考えるべきではなからうか。労働能力の低さは科学＝技術の低さとともに当分つづくので若干の補助を必要としつつも、それ故にこそ労働の場の優先保障と発達保障の思想がよみがえって来つつあると思えられてならない。

(注3) この時代における生活過程の構造的把握が生活の社会化論の視点でとわれていると考えていたが、仮説が出来ず、「消費（分配）」論の考察は追って考えた。特に市民革命期は「生産」中心であるが、産業革命期より「生産」と「消費」が分離し、それ故に消費（生活）の計画化（友愛組合等）が問題となり初めたと思われるので、産業革命期の福祉（救済）思想を研究したあとと考えてみたい。  
(1976. 5)

## The Thought of Welfare (Poor Relief) in the Period of the English Revolution

Kyuichi SHIRASAWA

The characteristics of this thought were the inhibition of beggars, the prevention of idleness, the profitable employments of the poor, and the education of manufacturery skill.

I introduced the thought by John Bellers, a typical pamphleter.

His thought and his ideal for these plans didn't advance further by the theory of the free labour market.

In my essay, I indicate the reason why these ideas were not proceeded.

北星論集(第16号) 正誤表

	誤	正
39頁	2行目 ヒューマニス	ヒューマニスト
41頁	下から 6行目 Jhon	John
55頁	10行目 11行目 座折	挫折
71頁	9行目 一般値	一数值
81頁	3行目 60日払為替	8日払為替
109頁	1行目 メカトズム	メカニズム
109頁	2行目 コンナロール	コントロール
116頁	16行目 $\vartheta Y/eG$	$\vartheta Y/\vartheta G$
116頁	17行目 $er/\vartheta G$	$\vartheta r/\vartheta G$
209頁	2行目 ates	Rates
201頁	8行目 papers	paper
210頁	8行目 an	a